

# 平成27年度主な事業

障がい福祉課

平成27年3月

目 次

1. 基幹相談支援センター事業
2. 地域活動支援センター事業費（Ⅰ型）
3. 地域活動支援センター事業費（Ⅲ型）
4. 日常生活用具給付費
5. 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業
6. 児童発達支援センター運営費
7. 農業を活用した障がい者雇用促進事業

## 1. 基幹相談支援センター事業

①H26 予算額	②H27 予算額	①－②
74, 231 千円	117, 000 千円	42, 769 千円
<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>従来からの障がい者に対する一般相談支援に加え、施設等からの地域移行促進に係るコーディネート業務や、権利擁護・虐待防止にかかる啓発や研修、相談支援事業所等に対する研修を通じた人材育成や助言指導などの業務を付加し、障がい者総合支援法第 77 条の 2 に基づく「基幹相談支援センター」として相談支援体制を強化することにより、障がい者が安心して地域で暮らせる体制を整えます。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>「一般相談（総合的・専門的な相談支援）」に加え、以下の業務を実施します。</p> <p>①地域移行・地域定着促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者支援施設および精神科病院等からの相談対応</li> <li>・施設入所者相談会</li> <li>・関係機関との連携会議</li> <li>・障がい者支援施設、精神科病院等と指定一般相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等との間の連絡調整（コーディネート機能）</li> </ul> <p>②権利擁護・虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する相談対応、成年後見制度利用支援</li> <li>・虐待防止啓発</li> </ul> <p>③地域の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業所への助言・指導</li> <li>・相談支援従事者等への研修</li> <li>・新潟市障がい者相談員への活動支援</li> </ul> <p>④（仮称）共に生きる新潟市づくり条例相談機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者を理由とした差別（不当な差別的行為、合理的配慮の不提供）への対応及び調整活動等（予定）</li> </ul> <p><b>【財源措置】</b></p> <p>地域生活支援事業費補助金（相談支援機能強化事業）…国 1/2、県 1/4</p>		

## 2. 地域活動支援センター事業費（Ⅰ型）

①H26 予算額	②H27 予算額	①－②
24,181 千円	43,730 千円	19,549 千円
<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>地域活動支援センター（Ⅰ型）に対して運営費の一部を補助し、障がい者の自立及び地域での生活を支援します。</p> <p>平成 27 年 4 月より、1 施設を新規開設（中央区東地区総合庁舎）し、市内 2 カ所に設置。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>（１）基礎的事業</p> <p>創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業。</p> <p>（２）機能強化事業</p> <p>精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域社会基盤との連携強化、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。</p> <p><b>【財源措置】</b></p> <p>地域生活支援事業費補助金（地域活動支援センター機能強化事業）…国 1/2、県 1/4</p>		

## 3. 地域活動支援センター事業費（Ⅲ型）

①H26 予算額	②H27 予算額	②－①
492,406 千円	505,581 千円	13,175 千円
<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>地域活動支援センター（Ⅲ型）に対して運営費を補助し、障がい者の自立及び地域での生活を支援します。</p> <p>補助金交付基準について、補助金の交付申請時の利用登録人数と一日あたりの実利用人数に乖離があったことから、平成 27 年度より下記のとおり見直しを行いました。</p> <p>《見直し前》4 月 1 日現在の利用登録人数を基準とし定額で補助</p> <p>《見直し後》利用実績に応じた日額単価方式を導入（3 年間の激変緩和措置あり）。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p>		

## (1) 基礎的事業

創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業。

- ・補助対象:事務費(人件費等)、事業費(需用費、備品購入費等)、土地・建物費等
- ・補助基準:利用者 1 人当たり日額 3,690~5,480 円、土地・建物借上費 1,851,000 円、初年度施設整備費 300,000 円、送迎加算 270 円(片道)、特別事業費 200,000~350,000 円

## (2) 機能強化事業

地域のサポート相談事業(欠席した利用者への相談支援、地域住民への福祉サービス等の説明、施設等の案内等)

- ・補助基準:相談 1 件当たり 500~1,000 円

## 【財源措置】

地域生活支援事業費補助金(地域活動支援センター機能強化事業)…国 1/2、県 1/4

## 4. 日常生活用具給付費

①H26 予算額	②H27 予算額	②-①
158,151 千円	166,919 千円	8,768 千円

## 【事業の概要】

在宅の重度障がい者(児)が日常生活を容易にするため、障がいの内容や家庭の状況等により日常生活用具を給付します。

## 【事業の内容】

障がいがあることで必要となる日常生活用具を給付します。また、平成 27 年度より、人工喉頭(人工鼻)を日常生活用具の給付品目に追加します。

## 【財源措置】

地域生活支援事業費補助金(日常生活用具給付等事業)…国 1/2、県 1/4

## 5. 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業

①H26 予算額	②H27 予算額	②－①												
0 千円	5,075 千円	5,075 千円												
<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>施設・事業所の職員に対し、専門研修への参加にかかる費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者（児）を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者（児）を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、強度行動障がい者（児）及びその家族が安心して暮らせる環境を整えます。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県研修受講料等補助</td> <td>「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します</td> <td>204 千円</td> </tr> <tr> <td>実地研修開催委託</td> <td>強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します</td> <td>3,240 千円</td> </tr> <tr> <td>実地研修受講補助</td> <td>実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します</td> <td>1,631 千円</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	内 容	事業費	県研修受講料等補助	「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します	204 千円	実地研修開催委託	強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します	3,240 千円	実地研修受講補助	実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します	1,631 千円
事業名	内 容	事業費												
県研修受講料等補助	「強度行動障害支援者養成研修（主催：新潟県）」を受講する場合、受講料等を補助します	204 千円												
実地研修開催委託	強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業に対して、実際の支援の現場における研修の開催を委託します	3,240 千円												
実地研修受講補助	実地研修へ職員を派遣する事業所に対し補助します	1,631 千円												

## 6. 児童発達支援センター運営費

①H26 予算額	②H27 予算額	②－①
0 千円	32,792 千円	32,792 千円
<p><b>【事業の概要】</b></p> <p>平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、ひしのみ園は「知的障害児通園施設」から「福祉型児童発達支援センター」となり、「児童発達支援」とともに、地域で暮らす障がい児やその家族に対する相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を行うなどの「地域の支援」に努めなければならないこととされました。</p> <p>また、本市の療育支援体制の強化を図るにあたり、地域の中核的な療育支援機関の設置が求められていたことから、ひしのみ園と幼児ことばとこころの相談センターを統合し、平成 27 年 4 月 1 日付けで児童発達支援センターを開設します。</p> <p>児童発達支援センターでは、障がいのある就学前の子どもを対象に通所による日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練など、情緒の安定と自立に必要な支援を提供するとともに、子どもやその家族からの相談窓口となるだけでなく、子どもが通う保</p>		

育所や幼稚園などの施設や、各区で実施している療育事業への援助・助言を行うなど、地域への支援にも積極的に取り組んでいきます。

**【事業の内容】**

○児童発達支援センターの機能

- ①通所利用による療育支援（児童発達支援）
- ②障がい児の相談、援助等
- ③地域（各区）の療育教室等への指導、助言、参加
- ④保育園等施設職員への助言等による支援
- ⑤障がい児のサービス等利用計画の作成＜新規事業＞
- ⑥障がい児支援利用計画の作成＜新規事業＞

**【財源措置】**

国庫支出金・県支出金・使用料・雑入

**7. 農業を活用した障がい者雇用促進事業**

①H26 予算額	②H26. 2 補正額	②－①
0 千円	13,000 千円	13,000 千円

**【事業の概要】**

労働力不足の農家と就労を希望する障がい者を結びつけるため、両者をつなぐコーディネーター（2名）の配置や、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対する助成制度を創設するなどし、障がい者の就農を促進することで地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

**【事業の内容】**

- ①新潟市障がい者就業支援センター内に「あぐりサポートセンター」として、コーディネーターを2名配置。農作業受注・調整窓口、農作業支援、農家開拓などを実施。
- ②施設外就農助成制度（福祉施設へ農作業を委託した農家に対し、1日3,000円を助成）を新設
- ③農福連携セミナーや障がい者雇用農家見学会を開催
- ④周知用パンフレット作成